

改正

平成18年9月25日安平町条例第194号
平成20年3月28日安平町条例第8号
平成20年6月23日安平町条例第19号
平成21年12月28日安平町条例第31号
平成22年6月29日安平町条例第19号
平成24年2月1日安平町条例第1号
平成26年6月30日安平町条例第20号
平成28年3月25日安平町条例第11号

安平町子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者、かつ、保護者に現に扶養され、若しくは監護されている者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、子どもを現に監護し、かつ、その生計を主として維持する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
 - エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - オ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
 - カ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (4) 医療費 対象者に係る医療費のうち、医療保険各法の規定により療養の給付又は家族療養費の支給を受けた場合において、当該対象者が自己負担すべき額をいう。
- (5) 一部負担金 規則で定める一部負担金をいう。
- (6) 基本利用料 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。
- (7) 食事療養標準負担額 健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (8) 生活療養標準負担額 健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。
- (9) 付加給付 医療保険各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第43条第1項の規定により一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する

額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、安平町の区域内に住所を有する世帯に属する子どもとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する子ども
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している子ども
- (3) 保護者の所得の額が規則で定める額以上である子ども

(助成の範囲)

第4条 町は、受給資格者に係る医療費から受給者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を当該受給資格者の保護者に対して助成する。

- 2 町長は、第2条第6号に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(医療費の助成の制限)

第5条 医療費の助成原因である疾病又は負傷が第三者の行為によって生じた場合においては、当該保護者が第三者からその損害賠償を受けたときは、当該額の限度において、医療費の助成を行わない。

- 2 当該保護者は、受給資格者が医療費の助成を受けた後において第三者から損害賠償を受けたときは、速やかに助成を受けた医療費の範囲内において町長が定める額を返還しなければならない。

(受給資格の認定)

第6条 医療費の助成を受けようとする者は、町長に受給資格者の認定申請をしなければならない。

- 2 町長は、前項の申請に基づき、この条例に定める受給資格者と認定したときは、申請者に子ども医療費受給者証を交付するものとする。

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、当該保護者の申請により支払うものとする。

- 2 町長が特に必要があると認めるときは、その助成する額を保険医療機関等に支払うことにより行うことができる。

(届出義務)

第8条 当該保護者は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 受給資格者の医療保険に変更があったとき。

(資格の喪失)

第9条 受給資格者が第3条の助成要件を欠くに至った日の翌日から、この条例による受給資格を喪失するものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 この条例による助成を受ける権利は、これを他人に譲渡し、又は担保に提供してはならない。
(助成金の返還)

第11条 町長は、偽りその他不正の行為により助成を受けたものがあるときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。
(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の早来町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年早来町条例第14号）又は追分町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年追分町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年9月25日安平町条例第194号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の安平町乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日安平町条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月23日安平町条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の安平町乳幼児医療費の助成に関する条例第4条第1項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後の入院及び指定訪問看護に係る医療費の助成について適用し、同日前の入院及び指定訪問看護に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月28日安平町条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月29日安平町条例第19号）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の安平町乳幼児等医療費の助成に関する条例第4条第1項ただし書の規定は、この条例の施行の日以後の入院及び指定訪問看護に係る医療費の助成について適用し、同日前の入院

及び指定訪問看護に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 2 月 1 日安平町条例第 1 号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 6 月30日安平町条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の安平町子ども医療費の助成に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の医療費の助成について適用し、同日前の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年 3 月25日安平町条例第11号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の安平町子ども医療費の助成に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の医療費の助成について適用し、同日前の医療費の助成については、なお従前の例による。

改正

平成18年9月25日安平町規則第141号
平成20年3月28日安平町規則第10号
平成20年9月25日安平町規則第35号
平成20年12月26日安平町規則第47号
平成22年6月29日安平町規則第24号
平成26年7月31日安平町規則第11号
平成28年3月25日安平町規則第6号

安平町子ども医療費の助成に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安平町子ども医療費の助成に関する条例（平成18年安平町条例第84号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第2条 条例第2条第5号に規定する一部負担金は、初診時一部負担金（医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円）とする。

第3条 削除

(条例第3条に規定する所得の額等)

第4条 条例第3条に規定する所得の額に係る所得の範囲及び所得の額の計算方法並びに規則で定める額は、別表によるものとする。

(受給資格者の認定申請)

第5条 条例第6条の規定により、認定申請をしようとする者は、子ども医療費受給資格者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 条例第2条に規定する医療保険各法による被保険者又は被扶養者であることを証する書類（以下「被保険者証等」という。）
 - (2) 条例第2条第2号に規定する「保護者」の「所得」の状況を明らかにする書類
 - (3) 第2条第1号に規定する者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。）にあっては、「世帯員全員」が市町村民税非課税者であることを確認できる書類
 - (4) 条例第2条第1号に規定する者のうち、満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日を過ぎて申請をする者にあつては、現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類
- 2 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 3 町長は、第1項の規定にかかわらず必要と認めるときは、他の書類を添付させることができる。
- (受給資格者の登録及び受給者証の交付)

第6条 町長は、前条の規定により、認定した者について台帳に登録し、子ども医療費受給者証（様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

2 受給者証を損傷又は亡失したときは、子ども医療費受給者証再交付申請書（様式第3号）を町長に提出して再交付を受けなければならない。

3 第1項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、7月1日から7月31日までの間とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

（受給者証の提示）

第7条 受給資格者は、医療を受けるときは、医療機関等に受給者証に被保険者証等を添えて提示するものとする。

（助成の申請）

第8条 条例第4条第1項に規定する助成の申請は、子ども医療費助成金交付申請書（様式第4号）に医療機関等で発行する一部負担金等を領収したことを証明する書類を添えて申請しなければならない。

（決定の通知）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ子ども医療費助成金支給（不支給）決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（条例第4条第2項に規定する額等）

第10条 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は、令第15条第3項（同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。）に規定する額とする。

（変更の届出）

第11条 保護者は、条例第8条第1項第1号又は同条第3号の規定に該当するに至ったときは、速やかに子ども医療費受給資格変更届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（受給資格の喪失及び受給者証の返還）

第12条 保護者は、条例第8条第1項第2号の規定に該当するに至ったときは、速やかに町長に子ども医療費受給資格喪失届出書（様式第7号）を提出し、受給者証を返還しなければならない。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の早来町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年早来町規則第2号）又は追分町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（平成16年追分町規則第7号）（以下これらを「合併前の規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により交付された受給者証は、その有効期間中に限り、それぞれこの規則の規定により交付された受給者証とみなす。

附 則（平成18年9月25日安平町規則第141号）

（施行期日）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の安平町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療に係る一部負担金について適用し、同日前の医療に係る一部負担金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日安平町規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月25日安平町規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

附 則（平成20年12月26日安平町規則第47号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日安平町規則第24号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の安平町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則第2条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の通院、入院及び指定訪問看護に係る医療費の助成について適用し、同日前の通院、入院及び指定訪問看護に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月31日安平町規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の安平町子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療費の助成について適用し、同日前の医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月25日安平町規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の安平町子ども医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行日以後の医療費の助成について適用し、同日前の医療費の助成については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

1 所得の範囲及び所得の額の計算方法

（1）所得の範囲は、前年（1月から7月までの医療に係る医療費の助成にあつては前々年）の所得とし、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条において準用する同令第2条の

規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第3条の規定によるものとする。

2 規則で定める額

規則で定める額は、児童手当法施行令第11条において準用する同令第1条に定める額（第11条において読み替えた後の額）とする。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）

様式第6号（第11条関係）

様式第7号（第12条関係）